

## 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 馬 橋 隆 紀

### 埼玉県人事委員会規則七―九八七

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中「福祉事務所長」を 「福祉事務所長  
発達障害総合支援センター副所長」  
に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。